

役員報酬方針

1. 役員報酬方針策定の目的

当社は、誠実で透明性のある経営体制を構築、維持し、企業価値を継続的に高めることを本方針策定の目的とします。

2. 役員報酬の基本的な考え方

- ・業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主と価値を共有するものとする。
- ・当社役員の役割および職責に相応しい水準とする。
- ・社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会の審議を経ることで、客観性および透明性を確保する。

3. 役員報酬の水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容および経営環境における各種ファンダメンタルズを考慮しつつ、時価総額や営業利益水準等で当社と同規模企業における役員報酬水準を参考とし、指名・報酬委員会の審議を経て、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において取締役会決議により決定します。

4. 報酬の種類

(1) 固定報酬

事業計画における定性目標への貢献度と職責に応じた役位ごとの固定金銭報酬といたします。

(2) 業績連動報酬

短期のインセンティブ報酬として、期末R O Eが10%以上であることを支給条件とし、過去3事業年度における最高営業利益（Ⓐ）の110%以上（Ⓑ、業績連動報酬支給前の営業利益とします。）を達成した場合に、ⒷとⒶの差分の20%を支給総額の限度として役位に応じ支給するものとします。なお、この支給計算方法は、3年ごとに見直しいたします。

(3) 株式報酬

中長期のインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位に応じた譲渡制限付株式報酬制度による株式報酬とします。

5. 報酬の構成

(1) 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）

職責に応じた役位ごとの固定報酬、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬および中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬の構成としています。なお、業績連動報酬は後述K P Iが未達成の場合、支給されません。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
60%程度	20%程度	20%程度

(2) 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）

監査等委員でない社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

(3) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としています。また、監査等委員である社外取締役の報酬等も、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとします。

固定報酬	業績連動報酬（賞与）	株式報酬
100%	—	—

6. ガバナンス

(1) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の報酬の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保すること等を目的として委員の過半数が社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置いたします。

(2) 報酬の決定方法

取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、KPI（ROE、営業利益）達成度に基づき、決定いたします。

7. 役員報酬枠

役員の報酬枠は、2020年6月24日開催の当社第34期株主総会において以下のようにご承認いただいております。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

【金銭報酬】

年額 250 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）とする旨ご承認いただいております。なお、業績連動報酬は年額 80 百万円以内で運用しております。

【株式報酬】

年額 80 百万円以内且つ 100 千株以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。また、社外取締役を対象としない。）とする旨ご承認いただいております。

(2) 監査等委員である取締役

【金銭報酬】

年額 50 百万円以内